（再寄託）

**第十八条**　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

**第十九条**　当会社は、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、保管室温度帯、貨物の品名と単量、荷造りの種類及び記号・規格又はそれらに相当する事項が同一の受寄物を混合保管することができる。

２　当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

３　前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

**第二十条**　受寄物の保管期間は、三月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

２　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。

３　第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

**第二十一条**　寄託者は、寄託者が寄託価額を申し出た場合において、寄託物の価格に著しい変動があったときは、当会社に対し、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。

２　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

**第二十二条**　当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者は遅滞なく処置をしなければならない。

一　受寄物が保管に適しなくなったと認められるとき。

二　受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

三　その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。

２　寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は当会社が催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をすることができる。

３　前二項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

**第二十三条**　寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。

２　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。

４　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

## 第五章　受寄物の出庫

（出庫手続）

**第二十四条**　寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面を当会社に提出しなければならない。

２　前項の場合において、寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。

３　当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と第一項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の拒絶）

**第二十五条**　当会社は、保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払いを受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合において、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。

２　前項の場合において、受寄物の留置期間中の保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金は、寄託者の負担とする。

（出庫の一時拒絶）

**第二十六条**　当会社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

（一部の出庫の拒絶）

**第二十七条**　当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫手続済寄託物の引取りと出庫書類の流通禁止）

**第二十八条**　寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。

２　当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡し、又は担保に供することができない。

## 第六章　引取りのない受寄物の処置

（引取りの請求）

**第二十九条**　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取りを請求することができる。

２　前項の請求は、一定の日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）

**第三十条**　寄託者が寄託物を受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することができる。

２　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。

（競売）

**第三十一条**　当会社は、前条第一項に規定する場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和五十四年法律第四号）に定める手続により競売することができる。

２　前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知することができないときは、この限りでない。